

本学における障害学生に対する合理的配慮について

【合理的配慮とは】

障害のある学生が「教育を受ける権利」を享有・行使するために、財政面を踏まえソフト・ハードの両面において必要かつ適切な変更・調整・改善を行うものである。

【障害種別】

視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害、その他の障害

【対応】

学生の教育を受ける権利を確保することを前提に、下記の6つの項目について対応する。

- ①意向の尊重：学生の意向を踏まえ、障害の状況や特性に応じた必要かつ適切な対応
- ②社会的障壁の除去：学校生活における障壁を除去する対応
- ③財政負担：著しい支出を伴わない対応
- ④本来業務付随：本来業務の範囲内での対応
- ⑤機会平等：教育を受ける権利が公平に確保される対応
- ⑥本質変更不可：教育の本質を保持しうる対応

(入試支援)

拡大文字問題冊子の配布、受験時の注意事項等の文書または筆談による伝達、試験時間の延長、別室受験、座席位置の配慮、拡大鏡の持参使用、試験室入り口までの付添者の同伴等

(修学支援)

座席位置配慮、学習補助のための機器使用許可、定期試験における実施時間の合理的な延長等

(進路支援)

障害者向けの進路指導・求人紹介等

(学内環境整備)

スロープ・手すり設置、だれでもトイレ設置、車いす用エレベーター設置、カウンセリング、学校医・看護師によるヘルスケア支援、医療機関との連携等

山野美容芸術短期大学
学長 木村 康一

【問い合わせ】

山野美容芸術短期大学
入試センター
TEL042-677-0111
nyushic@yamano.ac.jp